

① あかしあ学園及びあじさい学園の再編について

- ・児童福祉法の改正を受け、あかしあ学園及びあじさい学園を統合一元化し、新たな施設名称を「あじさい療育支援センター」とする
- ・発達相談センターの開設により、ひまわり学園を構成施設から除く

<以下、統合施設の内容>

業務：改正児童福祉法による児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業（現行どおり）

必要に応じ、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業を実施

利用定員：現行のあかしあ30名、あじさい40名を合わせ、70名定員とする

施行日：平成24年4月1日

統合の効果：・効率的に専門職を活用し、療育の質の向上を図る。

・利用定員の柔軟性が図れる。

② 習志野市発達相談センターの設置について

施設名称：習志野市ひまわり発達相談センター

目的：成長・発達に不安や課題を抱える児童及び保護者の総合的な相談に応じるとともに適切な指導及び支援を行うことにより、児童の健やかな成長を支える

業務：・発達に不安や課題を抱える児童及び保護者の相談、検査、指導

・関係機関との連携、調整

・発達支援に関する調査、研究、人材の育成

利用資格：本市に住所を有し、成長又は発達に不安や課題がある児童及びその保護者

利用料：無料

開所日：平成24年4月1日

改正による総合福祉センターの施設構成

